

損害賠償及び和解に関する件

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市中央区在住者

2 事故の概要

令和6年3月25日、札幌市中央区において、本市の福祉業務用の自動車が方向転換しようとしたところ、誤って相手方の住宅の壁に衝突し、当該壁が損傷した。

3 損害賠償の額

1, 155, 000円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。